配　⑴」」を「「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配　⑴」」に改め、同第四号を同第五号とし、同第三号を同第四号とし、同第二号の次に次の一号を加える。

3　「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配　⑴」から「集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配　⑶」まで及び「その他　⑸」の「①について課される所得税額　②」の各欄並びに「所得税額　⑻」、「所得税額　⑭」及び「控除を受ける所得税額　㉑」の各欄は、別表六（五の二）「1の②」から「4の②」まで、「10」、「16」及び「23」の各欄に金額の記載がある場合には、それぞれ当該金額を控除して記載すること。この場合において、「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配　⑴」から「集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配　⑶」まで及び「その他　⑸」の「②のうち控除を受ける所得税額　③」の各欄の記載に当たつては、その控除した金額を基礎として計算した金額を記載すること。

別表六㈠の表中

当期の法人税額 （別表一（一）「4」－「11」）、（別表一（二）「4」－「9」）又は（別表一（三）「4」－「9」）	当期の法人税額 （別表一「4」－別表六（五の二）「5の③」－別表十七（三の十二）「1」） （マイナスの場合は0）

を

所得金額又は欠損金額	所得金額又は欠損金額 （別表四「49の①」）

に、

所得金額又は欠損金額	所得金額又は欠損金額 （別表四「47の①」）

を

被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 （別表四「26の①」）

に改め、同表の記載要領第11号中「普通法人」を「普通法人等」に、「「所得金額又は欠損金額（別表四「49の①」）　⑶」」を「「所得金額又は欠損金額（別表四「47の①」）　⑶」」に改め、同第12号を削り、同第四号中「第6号」を「第5号」に改め、同号を同第三号とし、同第五号を同第四号とし、同第六号を同第五号とする。

別表六㈡の表中

道府県民税 （(1)×3.2％）又は別表六（三）付表一「28の④」）	道府県民税 （(1)×（3.2％又は1％））又は別表六（三）付表一「28の④」）
市町村民税 （(1)×9.7％）又は別表六（三）付表一「28の⑤」）	市町村民税 （(1)×（9.7％又は6％））又は別表六（三）付表一「28の⑤」）

を

に改め、同表の記載要領第11号中「「道府県民税（(1)×3.2％）又は別表六（三）付表一「28の④」）　⑶」」を「「道府県民税（(1)×（3.2％又は1％））又は別表六（三）付表一「28の④」）　⑶」」に改め、同号㈠を次のように改める。

⑴　平成31年10月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度において地方税法施行令第9条の7第7項本文（外国の法人税等の額の控除）の規定の適用を受ける場合には「3.2％又は」を消し、同日前に開始した事業年度又は連結事業年度において同項本文の規定の適用を受ける場合には「又は1％」を消すこと。

別表六㈡の記載要領第11号中「「市町村民税（(1)×9.7％）又は別表六（三）付表一「28の⑤」）　⑷」」を「「市町村民税（(1)×（9.7％又は6％））又は別表六（三）付表一「28の⑤」）　⑷」」に改め、同号㈠を次のように改める。

⑴　平成31年10月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度において地方税法施行令第48条の13第8項本文（外国の法人税等の額の控除）（同令第57条の2（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）において準用する場合を含む。⑴において同じ。）の規定の適用を受ける場合には「9.7％又は」を消し、同日前に開始した事業年度又は連結事業年度において同項本文の規定の適用を受ける場合には「又は6％」を消すこと。

別表六㈣の11の表中

平・・	平・・	平・・	平・・	平・・

を

・・	・・	・・	・・	・・

に改める。

別表六㈤の表を次のように改める。